

他圏域の減災対策の取組事例

島根県土木部河川課

平成31年2月18日(月)
島根県島前集合庁舎

隠岐圏域（島後）の減災対策協議会～第3回協議会の概要～

地域特性を踏まえた協議会運営～土砂災害に関する取組の追加～

スケジュール

平成29年度		平成30年度	～	平成33年度
H29.6.6	H29.12.20	H30.6.12	出水期前	出水期前
第1回協議会	第2回協議会	第3回協議会	毎年1回開催	協議会
設立趣旨/規約の決定 目標の設定	地域の取組方針の策定	規約改定(土砂災害の取組追加等)/ フォローアップ	フォローアップ	目標達成



○日時・会場～第3回協議会～
平成30年6月12日(火)13:00～14:30
隠岐の島町役場 第3会議室

概ね5年間で実施する取組（14項目）

1. 洪水浸水想定区域図作成
2. 土砂災害特別警戒区域の調査, 周知, 指定
3. 水害・土砂災害ハザードマップの改良・周知
4. 水害対応タイムラインの策定
5. ホットラインの定着
6. 水害・土砂災害情報提供の充実
7. 簡易水位計等の整備
8. 出前講座等を活用した防災知識の普及
9. 重要水防区域等の共同点検
10. 水害・土砂災害の危険性の周知促進
11. 要配慮者利用施設の避難確保計画（土砂災害計画区域を含む）
12. 河川改修・堆積土砂撤去の実施
13. 災害拠点施設の自衛水防の推進
14. 土砂・流木対策の推進

①ホットライン ～円滑な避難勧告発令に資する情報伝達～

- 平成29年5月16日「浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会」を設立。現状の水害リスク情報等を「確認」。
- 同年7月4日からの大雨においては、県西部で総雨量300ミリ超を観測。島根県では初となる大雨特別警報が発表。
- 協議会の場で確認した、**水防情報伝達やホットラインの取り組みを実施**。浜田市は、**円滑に避難勧告等を発令**。道路の寸断により一時的に集落が孤立する事態となったが、人的被害は発生しなかった。

浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会

- 平成29年5月16日(火)10:00～11:30
- 議題
 - ・水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組
 - ・現状の水害リスク情報、被害を軽減するための取組状況の共有
- 委員
 - 浜田市市長、江津市長
 - 浜田河川国道事務所長、松江地方気象台長
 - 浜田県土整備事務所長
- オブザーバー
 - 中国地方整備局河川部
 - 県防災部防災危機管理課、土木部河川課



協議会開催状況

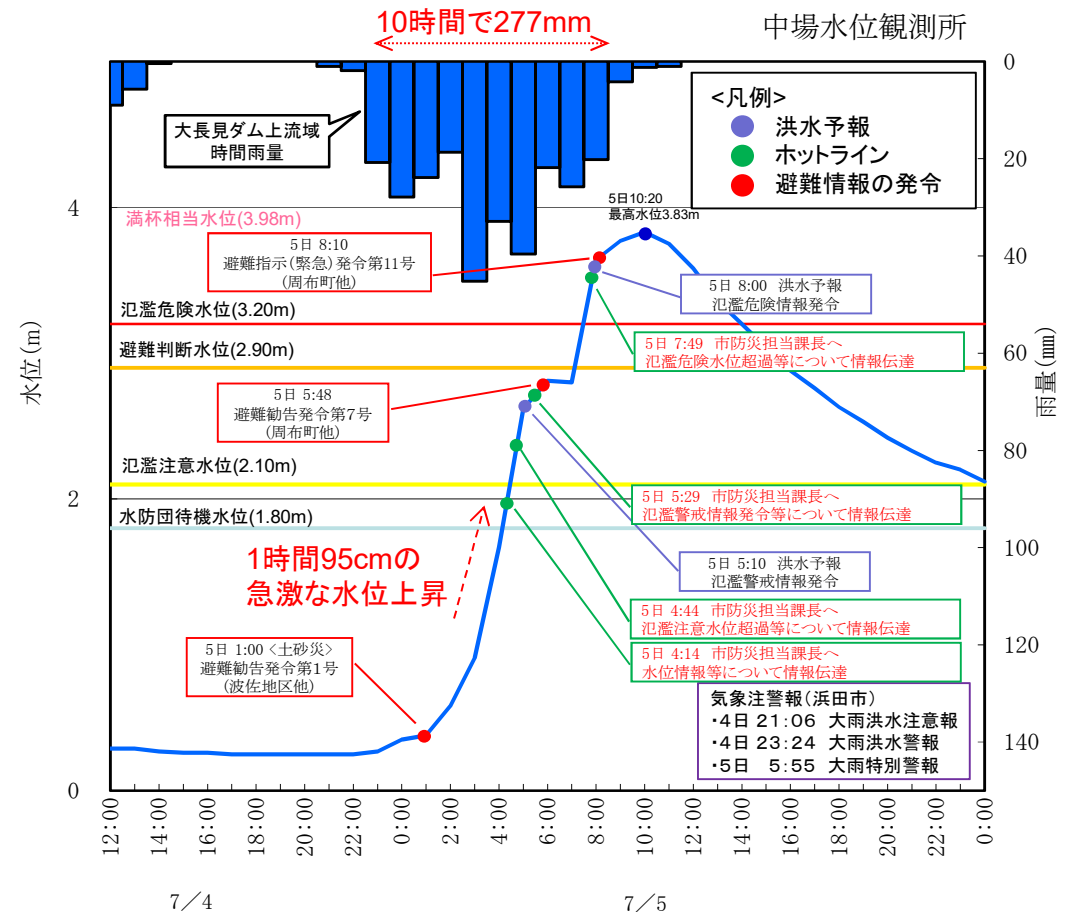


<避難状況>

- 避難勧告 5日5:48 周布町を含む8町(2816世帯、6283人)に発令
(周布町、日脚町、津摩町、治和町、吉地町、穂出町、内村町、内田町)
- 避難指示 5日8:10 周布町を含む8町(2816世帯、6283人)に発令
- 避難状況 避難所へは**最大456人**が避難

市担当者のコメント：避難勧告等の早期発令にホットラインの助言が役に立った

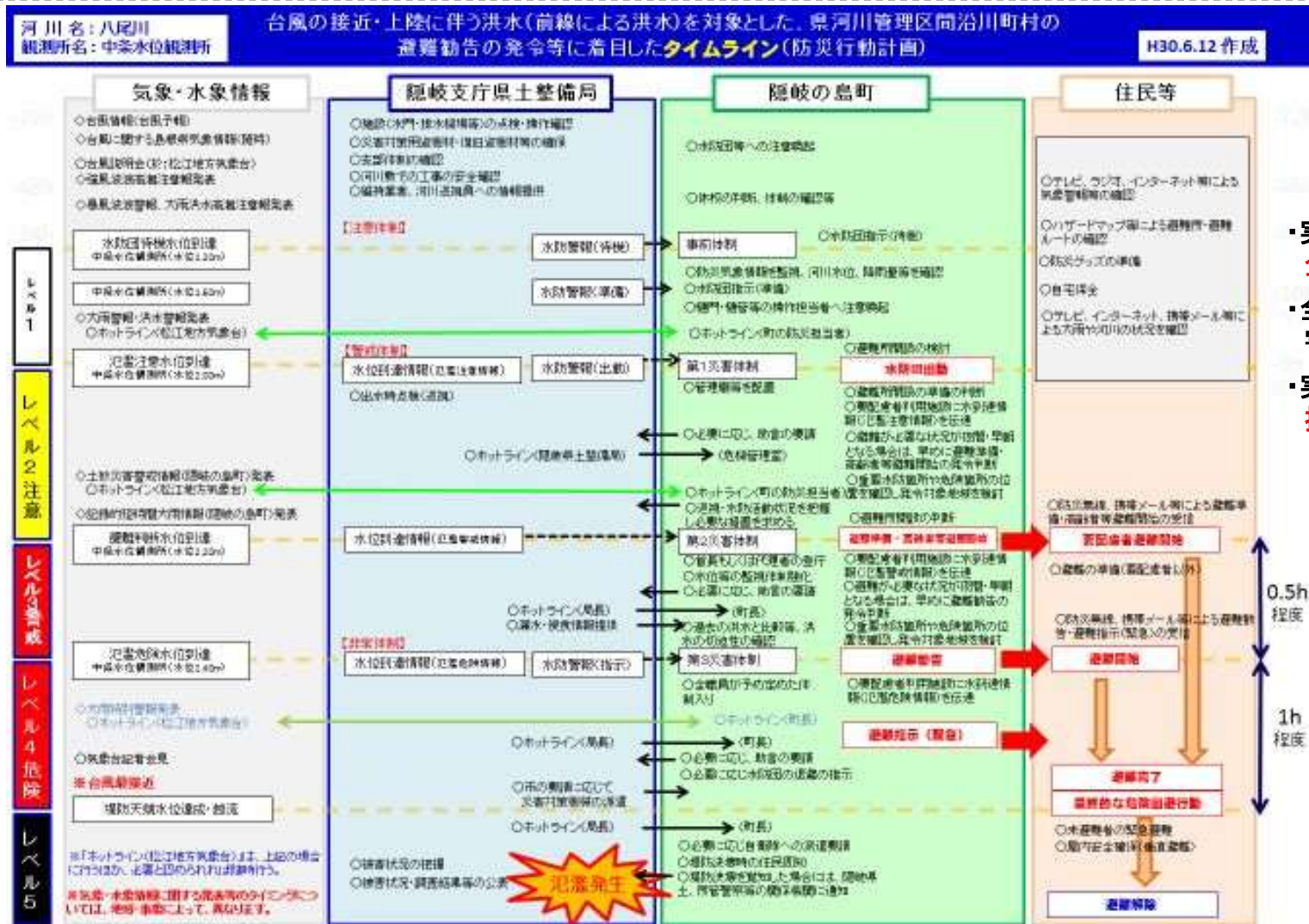
周布川水系周布川における水位とホットライン・避難勧告等



②水害対応タイムライン

～事前の行動計画～

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画



③危機管理型水位計等の整備 ～防災情報の充実～

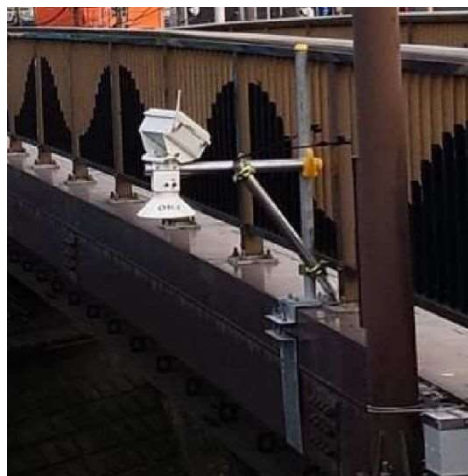
- ・ 島根県内の水位計整備 河川課所管分:61河川 (96観測所) / 595河川
隠岐(島前) 1河川 (1観測所) / 8河川
〔増設にコストがネック〕
 - ・ 機器、設置費 2,000万円/基 通信機器含む
 - ・ 維持管理費 20万円/基/年



■危機管理型水位計とは

革新的河川技術(管理)プロジェクトにより開発した、洪水時の観測に特化した水位計です。
洪水時の観測に特化すること、携帯通信網を利用すること、汎用部品を活用することにより、大幅にコストダウン・サイズダウンを図ったものです。
5年間無給電(電池等で稼働)、メンテナンスフリーが標準仕様となっています。

※機器費 約1,000千円/基



例) 非接触式(超音波式)水位計



●提供画面イメージ



※開発時の画面イメージであり変更される可能性があります

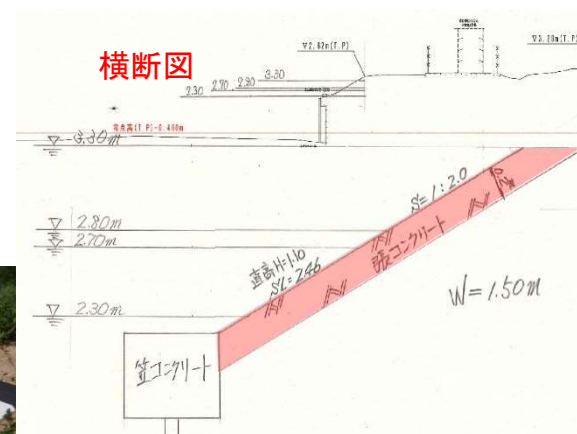
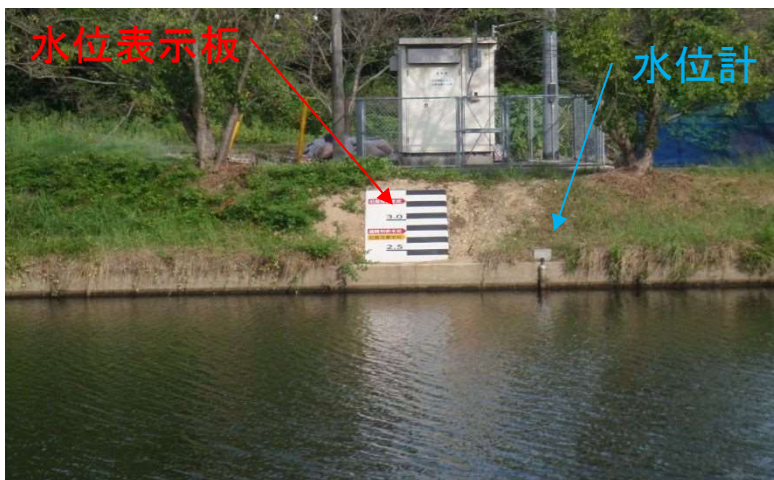
川の水位情報
(危機管理型水位計)



平成30年度中に 県内
県河川 16箇所
国河川 91箇所を整備

量水板（水位表示板）の整備

意宇川（松江市）



都治川（江津市）

・ H30.7豪雨の状況



④重要水防区域等の共同点検

水害リスクの高い重要水防区域・危険な箇所、水防資機材等について、関係機関による共同点検を実施



島根県水防計画に
重要水防区域及び危険な箇所等を記載

⑤防災知識の普及（出前講座等）～避難力の向上～

河川沿いに立地する保育園への出前講座

実施日：平成30年8月30日（木）、11月21日（水）
 対象：平田保育所3～5歳児 130名 ほか1施設

【出前講座の内容】

- 紙芝居「台風がくるぞ」
- スライド「洪水から命を守るために気を付けること」
避難するときの合言葉について

出前講座の様子



H30.7豪雨を受け、流域内の小学校で出前講座

実施日：平成30年11月5日（火）
 対象：江津市立桜江小学校 5年生23名

【出前講座の内容】

- 7月豪雨で浸水したメカニズム
- 治水対策事例の紹介（小谷川のトンネル放水路の効果）
- 被害から身を守るための説明（災害時の情報収集方法など）

出前講座の様子



島根県河川課では、県民の皆さんに河川行政への理解を深めていただくため、ご要望に応じて職員が出向いて、お話や意見交換を行う「しまね出前講座」を実施しています。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/seisaku/shimanedemaekouza/shakaikiban.html>

⑥要配慮者利用施設の避難確保計画

水防法・土砂災害防止法が改正されました

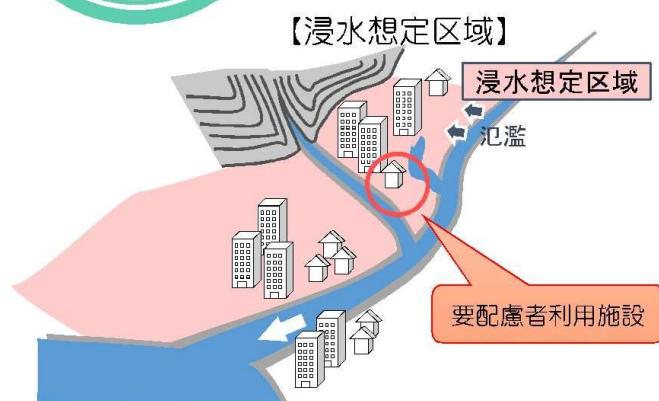
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

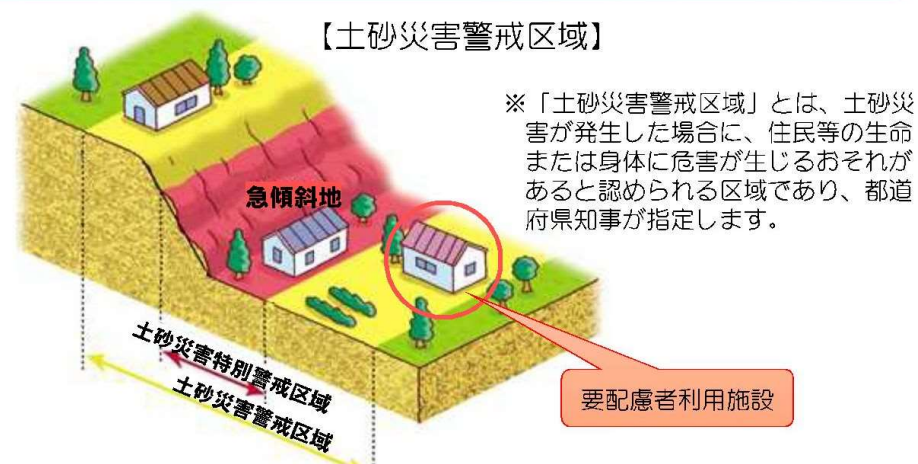
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設とは・・・社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する方々が利用する施設

避難確保計画作成の促進

■全国目標；作成率を平成33(2021)年までに100%

■計画作成状況 (水 害) 島根県13.7% (101/735施設)

(土砂災害) 島根県19.2% (102/532施設)

H30.11.1現在 (県防災部調べ)

■施設管理者向けの説明会 (益田市主催)

- 日時：平成30年1月23日(火)14：00～
- 場所：益田市市民学習センター 多目的ホール
- 内容
 - (1) 河川災害に備えて
国土交通省浜田河川国道事務所
 - (2) 避難確保計画(洪水)作成の留意点
島根県土木部河川課
 - (3) 土砂災害に備えて
島根県土木部砂防課
- 参加
 - 対象 103施設
 - 参加 53施設68人



■施設管理者向けの説明会 (出雲市主催)

- 日時：平成31年1月23,24日(火)10:00～,14:00～
- 場所：出雲県土整備事務所 702会議室
- 内容
 - (1) 河川災害に備えて
国土交通省出雲河川事務所
 - (2) 避難確保計画(洪水)作成の留意点
島根県土木部河川課
 - (3) 土砂災害に備えて
島根県土木部砂防課
- 参加
 - 対象 395施設
 - 参加 約300施設



⑦洪水氾濫を未然に防ぐ対策（維持管理）

◆堆積土砂の撤去（大久川）

施工前



施工後



◆支障木の撤去（都万川）

施工前



施工後

